

第 78 回倫理委員会議事要旨（2022 年 5 月 9 日）

I 日時：

2022 年 5 月 9 日（月）10:00～12:00

II 場所：

オンライン会議

III 出席者：

○ 倫理委員会委員

（五十音順・敬称略）※印は本会の会員以外（特定社員を含む。）の委員を示す。

高濱滋（委員長）、樋口誠之（副委員長）、山田雅弘（副委員長）、石塚雅博、太田秀哉（※）、小貫裕文、高田篤、箱田順哉、林祐樹（※）、南成人、武藤智帆
福川裕徳オブザーバー

○ 日本公認会計士協会

手塚正彦（会長）、西田俊之（常務理事）

IV 議事要旨：

◆ 審議事項

1. IESBA 公開草案に対するコメント案について

担当副委員長から、国際会計士倫理基準審議会（International Ethics Standards Board for Accountants：IESBA）から 2022 年 2 月 28 日付けで公表された公開草案「業務チームの定義及びグループ監査に関する IESBA 倫理規程改訂案」(Exposure Draft:Proposed Revisions to the Code Relating to the Definition of Engagement Team and Group Audits) に対するコメント案について説明がなされた。

本公開草案には、業務チームの定義の改正や、構成単位の監査人である会計事務所等を含むグループ監査における独立性に関する規定の新設等が含まれている。

審議の結果、出席委員全員の賛成により承認され、IESBA 公開草案に対するコメント案を 5 月の役員会に上程することとなった。

2. 倫理宣言について

担当副委員長から、倫理宣言の文案について、前回の倫理委員会でもいただいたご意見への対応も含めて説明がなされた。

倫理宣言は、監査及び会計に関する職業的専門家として自らを律する行動規範としての倫理規則を遵守し、その基本原則の趣旨及び精神に従って行動し、職業倫理の実践に努めるこ

とを宣言することを目的として策定する文書である。会員が遵守すべき倫理上の五つの基本原則について、それぞれ簡潔に宣言を記載している。

審議の結果、出席委員全員の賛成により承認され、確定版を5月の役員会に上程することとなった。

【主なご意見】

- 前文は「私たちは」で始まり、各宣言は全て「私は」で始まるのが気になる。協会又は公認会計士としての宣言という趣旨からは、全て「私たちは」でよいのではないか。
- 「私たちは」と「私は」の使い分けについて、宣言は飽くまで会員一人一人が行うものであるため、各宣言の部分については、「私は」のままよいと考える。

(ご意見への対応)

倫理宣言は、会員全体が職業的専門家として職業倫理を実践することに関する宣言であり、その中で、個々の会員として誠実性の原則や客観性の原則等を遵守するという趣旨に基づき、複数か単数かを書き分けている旨を回答した。

- 倫理宣言は、倫理規則を構成するものではないことを確認したい。

(ご意見への対応)

倫理宣言は、会員自身の意思表示として、職業倫理の実践に努めることを宣言するためのものであるため、倫理規則の一部を構成するものではない旨を回答した。

- 倫理宣言について、どの程度周知することを想定しているのか確認したい。

(ご意見への対応)

倫理宣言の周知については、協会ウェブサイトへの掲載や倫理に関する研修の実施、雑誌への掲載等を予定している旨を回答した。

- 前文について、前回の倫理委員会の資料では「健全な経済社会の維持と発展」とされていたが、今回は「国民経済の健全な発展」という記載になっている。「維持」という言葉について、SDGsの観点を踏まえると今後の重要な課題なのではないか。

また、「職責」について、前回の倫理委員会の資料では、「公認会計士が、(中略)その職責を果たすために実践すべき職業倫理の規範として、倫理規則を定める」とされていたが、今回は「監査及び会計に関する職業的専門家としての職責を果たすために遵守すべき倫理の規範として、倫理規則を定めます」と絞られた記載になっている。今後、非財務情報等に対する業務が重要視されてくることが想定されるため、その点について補足することを検討しないのか。

(ご意見への対応)

「国民経済の健全な発展」という文言については、公認会計士法第1条の使命を引用し、「監査及び会計に関する職業的専門家としての職責」については公認会計士法第2条の職責を基として、公正かつ誠実に任務を果たすことを意図している。新しい課題については、個別具体的な内容を補足することはせず、一つの文節の中に簡潔に考えをまとめている旨を回答した。

◆ 協議事項

1. テクノロジーNAM (Non-authoritative material) について

担当副委員長から、IESBA のテクノロジー・ワーキンググループと共同で検討している、テクノロジーに関する非公式な文書 (Non-authoritative material : NAM) について説明がなされた。

NAM は、IESBA 倫理規程の利用者が、その適用に当たっての理解を深めるためのガイダンスを提供するものである。今回検討しているテクノロジーNAM は、進化したテクノロジーが職業会計士の倫理的行動に与える影響について、具体的なシナリオを用いて、留意点や参照すべき IESBA 倫理規程を示すものとなっている。

◆ 報告事項

1. 倫理規則改正の定期総会に向けた進め方について

担当常務理事から、倫理規則改正の定期総会に向けた進め方について説明がなされた。

2. ISQM 改訂に伴う倫理規則の適合修正について

担当副委員長から、品質マネジメント基準 (ISQM1、ISQM2、ISA220) の改訂に伴う倫理規則の適合修正について説明がなされた。

国際監査・保証基準審議会 (International Auditing and Assurance Standards Board : IAASB) が 2020 年 12 月に品質マネジメント基準 (ISQM1、ISQM2、ISA220) を公表したことに伴い、IESBA は、これらの基準を踏まえて IESBA 倫理規程の適合修正を行い、2022 年 4 月 11 日付けで IESBA 倫理規程の改訂版を公表した。

この IESBA 倫理規程の改訂を受けて、倫理規則に必要な適合修正を加えたとの説明がなされた。

3. 会員からの職業倫理相談状況

担当副委員長から、最近の会員からの職業倫理相談状況について説明がなされた。

以 上

お問合せ先

日本公認会計士協会 業務本部

倫理グループ

E-mail : rinri@sec.jicpa.or.jp